

畜産とくづく情報

平成 20 年 8 月 20 日 (第 90 号)
問い合わせ先
長野県農政部園芸畜産課
電話: 026-235-7232、Fax: 026-232-0764

牛ヨーネ病の検査が変わります！



～8月から、牛ヨーネ病の血液検査(抗体検査)は



2段階の検査で実施するようになります～

経過

昨年 10 月に福島県と神奈川県でブルセラ病とヨーネ病の疑似患畜の生乳が使用された乳製品の大規模な回収がありました。これは、両疾病について「疑似患畜検査のための採血時まで遡って食品衛生法を適用する」という見解を厚生労働省が初めて示したためです。

これにより、搾乳牛では、検査結果が生乳の出荷に間に合わない場合がほとんどのため、実質的に検査ができなくなり、昨年 10 月末以降、乳用牛の両疾病の検査はストップしていました。

検査を規定した法律の改正等

平成 20 年 7 月、ヨーネ病について、ふるい分けのための新しい検査(スクリーニング検査)が家畜伝染病予防法に規定されました。新しい検査を従来の検査(本検査)の前に実施することにより、疑似患畜になる可能性のある牛の生乳だけをあらかじめ出荷しない対応がとれるようになりました。

✿ ブルセラ病については、従来からスクリーニング検査が規定されています。

今後の検査方法

採血し、ヨーネ病とブルセラ病のスクリーニング検査を実施します。

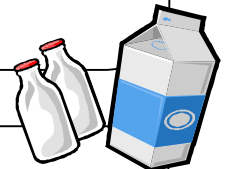
スクリーニング検査陽性牛のみ本検査のため再度採血します。

再採血の時点から本検査の結果判明まで、その牛の生乳は出荷できませんので、結果が判明するまでに搾乳する場合は、別に分ける等の措置が必要となります。

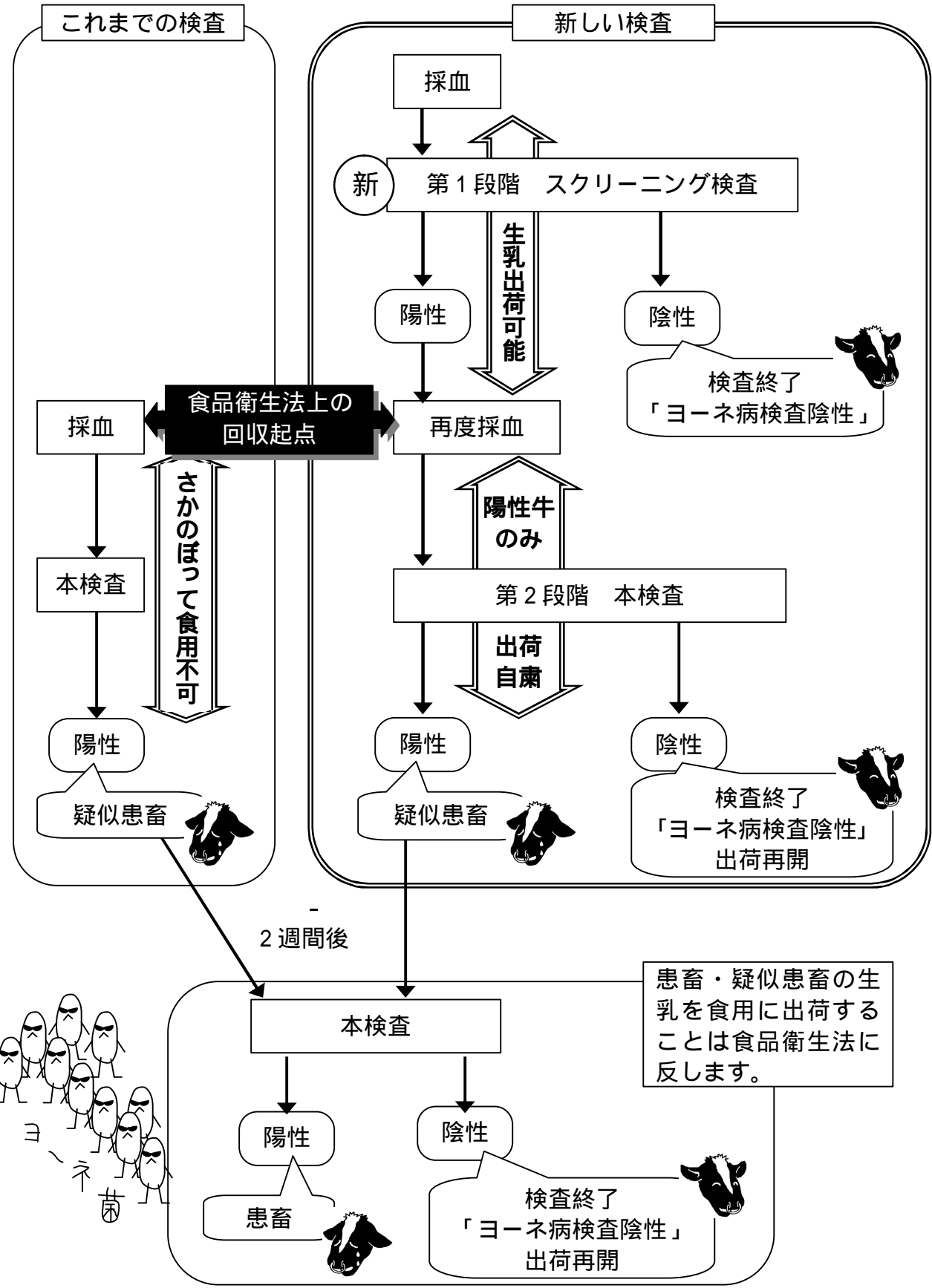
スクリーニング検査開始から本検査までの一連の検査の途中で、牛の移動はできません。

なお、やむをえず移動が必要となった場合は(と場出荷を含む)担当の家畜保健衛生所へ相談してください。

✿ 育成牛、肉用繁殖牛等の搾乳していない牛のヨーネ病検査では、スクリーニング検査を実施する必要がないため、本検査だけを実施する場合があります。(採血は 1 度で済みます。)



図解！ヨーネ病検査の流れ(ブルセラ病検査も考え方は同じです)



～ ヨーネ病のまん延防止にご協力をお願いします～